

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：令和11年3月30日)

事業者は特定化学物質または四アルキル鉛を製造し、または取扱う作業については、登録教習機関が行う「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。（※特定化学物質のうち特別有機溶剤等の製造・取扱業務については、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者のうちから選任します。）

当協会は島根労働局の登録を受けて当該技能講習を実施いたします。

なお、令和2年4月の法令改正により、金属アーク溶接作業等で発生する「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加され、当該物質に係る作業については特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。（「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」も別途開催しています。）（安全衛生法第14条 施行令第6条第18号及び第20号 特化則第27条 四アルキル則第14条）

1 受講資格 受講資格の制限はないが、満18歳以上の者でないと就業できません。

2 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
令和8年8月17日～18日 8時50分より (受付 8時20分より)	松江市学園一丁目5-35 (一社)島根労働基準協会	60名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合があります。

3 科目・時間割

科目		時間数	時間割
第一日	オリエンテーション		8:50 ～ 9:00
	健康障害及びその予防措置に関する知識 (休憩10分含む)	4.0	9:00 ～ 12:10
	《昼食・休憩》		12:10 ～ 13:10
	健康障害及びその予防措置に関する知識(続き)		13:10 ～ 14:10
	<休憩>		14:10 ～ 14:20
	関係法令(休憩10分含む)	2.0	14:20 ～ 16:30
第二日	作業環境の改善の方法に関する知識 (休憩10分含む)	4.0	9:00 ～ 12:10
	《昼食・休憩》		12:10 ～ 13:00
	作業環境の改善の方法に関する知識(続き)		13:00 ～ 14:00
	<休憩>		14:00 ～ 14:10
	保護具に関する知識(休憩10分含む)	2.0	14:10 ～ 16:20
	<休憩>		16:20 ～ 16:25
	修了試験(16:25から試験説明開始)	1.0	16:30 ～ 17:30

4 受講料等 (税込 消費税 10%)

※インボイスは、領収書発行で対応します。

受講料	13,750円	}	計 15,950円
テキスト代	2,200円		

振込の場合(振込手数料は、振込人の負担)は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。

なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(HP掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。)

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428
(口座名) シャ)シマネアウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

5 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書をFAXしていただくこともできます。(WEB予約も可能)

14日以内に申込手続き(受講料の支払、申込書等の原本提出)をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

＊開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できません。

6 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7 修了証の交付

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

8 本人確認について

受講当日に本人確認のため、「自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面)、公の機関が証明した資格証明書(衛生管理者免許証など)」のいずれかを持参してください。

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

9 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。(厚生労働省ホームページでご検索ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)

10 お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730

FAX 0852-23-1788)

下記のいずれかに○をして下さい		
WEB 予約済	FAX 予約済	予約なし

※受講番号
※修了証番号

特定化学物質及び四列鉛鉛等作業主任者技能講習
受講申込書

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者 氏 名			8 月 17 日 18 日	松江市
旧姓等併記の希望 ☐ (希望者は□に✓点) 旧姓等記入欄 () ※注3		生年月日	昭和 平成 年 月 日	
住 所	(郵便番号 —)			
現在の 勤務先	名 称	(TEL — — FAX — —) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 —)		
上記のとおり申し込みます。		島根労働基準協会加入の有無		有 無
		受講料等納入方法		月 日 円
		振込・現金		

※ 裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

令和 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
- 注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
- 注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、□に✓点、()に旧姓等を記入の上提出いただき、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。
- 注4 外国籍の方は「講習会受講における日本語の理解力確認書」等(HP 参照)も併せて提出してください。
- 注5 ご記入いただいた個人情報、講習目的以外に利用することはありません。